

# 間税会ニュース

令和2年9月15日  
No. 59



〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-7-3 皐月マンション311号 TEL 092(405)5646  
FAX 092(405)5647

間税会は消費税のあり方を考える会です



写真提供：田川間税会

## 旧三井田川鉱業所炭鉱施設・煉瓦煙突（国登録文化財）（福岡県田川市）

三井田川鉱業所伊田坑は、筑豊炭田において最大級の炭鉱であった三井田川鉱業所の主力坑でした。現在、跡地周辺は「石炭記念公園」として整備されています。

堅坑槽に付属する巻上機室や、煙突前のボイラー室などの施設の基礎遺構が良好な状態で地下に保存されていることが確認され、平成30年に「筑豊炭田遺跡群」の一つとして、三井田川鉱業所伊田坑跡は国指定史跡となりました。

.....

### （目次）

●福局間連第47回通常総会（書面決議）..... 2	第6号議案「役員改選」..... 5
第1号議案「令和元年度事業報告」..... 2	会長顕彰..... 6
第2号議案「令和元年度収支決算報告 及び剰余金処分」..... 3	●福岡国税局幹部間税会担当官のご紹介..... 7
第3号議案「令和2年度事業計画」..... 3	●税情報..... 8
第4号議案「令和2年度収支予算」..... 4	ご相談は電話相談センターへ..... 8
第5号議案「規約改正」..... 4	納税の猶予をご利用ください..... 10
	国税の納付もキャッシュレス..... 12

# 第 47 回通常総会は「書面決議」で対応

6月11日（木）に福岡市のオリエンタルホテル福岡・博多ステーションにおいて「福局間連第47回通常総会」並びに「第27回青年部通常総会」及び「第21回女性部通常総会」を開催する予定でしたが、「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大状況等に鑑み、通常総会の開催を中止し、通常総会の議案につきましては「書面決議」で対応しました。

各総会の構成員に対して議案書が送付され、書面表決書による賛否を諮った結果、議決事項はすべて原案どおり賛成多数で承認可決されました。

福岡局間連 第47回通常総会	青年部 第27回通常総会	女性部 第21回通常総会
第1号議案 令和元年度事業報告	第1号議案 平成31年度事業報告	第1号議案 令和元年度事業報告
第2号議案 令和元年度決算報告	第2号議案 平成31年度収支決算	第2号議案 令和元年度決算報告
第3号議案 令和2年度事業計画	第3号議案 令和2年度事業計画	第3号議案 令和2年度事業計画
第4号議案 令和2年度収支予算	第4号議案 令和2年度予算	第4号議案 令和2年度収支予算
第5号議案 規約改正	第5号議案 規約改正	第5号議案 役員補選
第6号議案 役員改選	第6号議案 役員改選	

(以下、福局間連第47回総会議事審議事項抜粋掲載)

## ●第1号議案「令和元年度事業報告」

(単位未満四捨五入)

### 1 事業活動関係

- (1) 会議等実施状況
- (2) 消費税に関するアンケート調査
- (3) 「世界の消費税クリアファイル」の活用
- (4) 税の標語募集
- (5) 各種研修会の実施
- (6) 税務関係団体との連携協調
- (7) 税制関係（提言活動等）
- (8) ホームページの更新
- (9) 間税会ニュースなどについて

### 2 組織関係

会員数状況  
令和2年4月1日現在 9,000 人社  
(前年比 151 人社増)

収入の部		支出の部	
勘定科目	金額（千円）	勘定科目	金額（千円）
前期繰越金	1,154	総会費	1,440
会費収入	10,196	会議費	718
総会登録料	970	旅費交通費	1,288
HP 広告料	270	事業費	2,157
雑収入	117	部会助成金	800
		HP サービス料	199
		全間連負担金等	3,158
		通信運送費	257
		事務委託費	240
		事務所関係費	360
		消耗品費	111
		人件費	1,200
		雑費	395
		剰余金	384
合 計	12,707	合 計	12,707

## ●第2号議案「令和元年度収支決算報告及び剰余金処分」

- 1 令和元年度収支決算報告（2P 参照）  
令和元年度収支決算額（自 31、4～2、3）
- 2 令和元年度剰余金処分

（単位未満四捨五入）

区 分	金 額（千円）
一般会計へ（次期繰越金として）	384

## ●第3号議案「令和2年度事業計画」

### 1 基本方針

令和2年度は、消費税の会として間税会の活動及び対応が注視されている中で、消費税のあり方等についての提言活動や改正消費税等の周知、啓発活動を効果的に推進する必要がある。そのために各間税会は組織の拡大強化と事業活動の活性化に努めるとともに、魅力ある会務運営を行なって、「消費税活かすみんなの間税会」の一層の定着、発展に努める。

### 2 重点事項

福岡国税局間税会連合会の運営は、役員、委員会委員の力強いリーダーシップのもと役割分担の明確化と、会務運営についての一層の理解をもって、会務の企画、立案、実施に努めるとともに、各単位会との意思疎通を図って、次の諸活動に積極的に取り組む。

- ① 会員増強による組織拡大及び財政基盤の確立・強化  
※令和3年4月1日を目標に10%の純増を図る、特に個人会員の入会促進を図る
- ② 消費税完納運動の更なる推進
- ③ 消費税の啓発活動等の拡充
- ④ 税制及び執行に関する提言活動推進
- ⑤ 研修会等事業活動の活性化
- ⑥ 世界の消費税クリアファイルの積極的活用
- ⑦ 税の標語の募集拡大
- ⑧ マイナンバー制度の周知活動等
- ⑨ 電子申告、電子納税の利用促進
- ⑩ ブロック間税会連絡協議会の連携強化
- ⑪ 青年部・女性部の活動の活発化
- ⑫ 国税当局及び税に関する関係民間団体との連携・協調
- ⑬ 指定モデル会活動の充実  
※全間連指定 小倉間税会（30. 10～令和2. 9）  
※福岡間連指定 久留米、伊万里、島原の3間税会（31. 4～令和3. 3）

## ●第4号議案「令和2年度収支予算」

・令和2年度収支予算（自2、4～3、3）

（単位未満四捨五入）

収入の部		支出の部	
勘定科目	金額（千円）	勘定科目	金額（千円）
前期繰越金	384	総会費	0
会費収入	10,220	会議費	590
総会登録料	0	旅費交通費	1,400
HP 広告料	270	事業費	2,030
雑収入	21	部会助成金	800
		HP サービス料	180
		全間連負担金等	2,800
		通信運送費	250
		事務委託費	240
		事務所関係費	240
		消耗品費	50
		人件費	1,200
		雑費	300
		剰余金	815
合 計	10,895	合 計	10,895

## ●第5号議案「規約改正」

福局間連規約（平成3年7月22日実施）の一部を次のとおり改正する。

— 省 略 —



●第6号議案「役員改選」

福局間連役員名簿（専門委員会別）

役職 単会	会 長 副会長	常任理事	理 事（委員会委員）				監事
			総 務	会務運営	税 制	広報	
福 岡	林 孝行 (総務副委員長)	中村 貴士	小齊 康正	久芳 志治	中村 克久	新井 洋子	玉江 正道
西福岡	橋本千代次 (広報委員長)		小熊 坂哲	友納 剛		岩本 芳浩	満生 順子
博 多	(会長)中野 文治 河野 武司 (広報副委員長)		森 純子		藤田ひろみ	安恒 寿人	
香 椎		川口 利弘				山田 真治	
筑 紫	田代 雅人 (税制副委員長)		前田 健吾				
八 幡		日向 祥剛	加來 典晴	原田 倫子			
若 松		白石 信和					
直 方		篠崎 光繁					
田 川		梶原 孝文					
飯 塚		茅島 勲				樺島 典仁	
久留米	稗島 行雄 (会務運営委員長)	橋本 巖		飯笹 学	尾籠 博司		
甘木朝倉		師岡 俊幸			田中 博文		
大 川		松田 洋一				江上 義紀	
八 女		福島 成孝	高橋 信郎				
大牟田		井上 信弘					
小 倉	深町 宏子 (総務副委員長)	滝山 真弓	原田 昭人	桑島 宏子	西賀 徹	異島 明子	
門 司		山田 浩一		河原 瑠子		門田 進一	
行 橋		上田 大作		林 元治			
佐 賀	本島 直幸 (総務委員長)			中村 直紀	福岡 桂		
鳥 栖		松尾 政博				宮地 数義	
唐 津		辻 幸徳			福井浩二郎		
武 雄	桑原 泰蔵 (税制委員長)				西村 宰		
伊万里		山浦 義行					
長 崎	鈴木 茂之 (総務副委員長)		塚本 敏				
諫 早		笠井 和幸					
佐世保		池田 敏章			宮川 茂則		
鳥 原		石川 嘉則					
平 戸		福田 詮	堤 好男				
五 島		野口 喬史					
壱 岐		白川洋一朗	辻田多喜夫				
対 馬		渡辺 昭二		森 昭春			
計	10	25	10	9	9	9	2
事務局	(専務)市丸 徹 (会務運営副委員長)						



受彰されました皆様おめでとうございます。  
心よりお祝い申し上げます。

会 長 顕 彰



(1) 功績者表彰

○叙勲褒章受章者

旭日双光章 令和2年春 市岡 敏生 様 (田 川 間税会)

○納税功劳表彰受章者

国税庁長官表彰 市岡 敏生 様 (田 川 間税会)

国税局長表彰 井筒 康人 様 (筑 紫 間税会)

篠崎 光繁 様 (直 方 間税会)

久芳 志治 様 (福 岡 間税会)

森 純子 様 (博 多 間税会)

山田 浩一 様 (門 司 間税会)

(2) 永年在職功労者表彰

役員等として10年以上その職にあった者

山田 浩一 様 (門 司 間税会)

(3) 組織拡大功労団体表彰

博 多 間 税 会 殿

久留米 間 税 会 殿

田 川 間 税 会 殿

武 雄 間 税 会 殿

壱 岐 間 税 会 殿

(4) 会員加入勸奨功労者表彰

所属間税会の会員加入に多大な功労があった者

※所属間税会の総会時に顕彰

橋本千代次 様 (西福岡 間税会)

小熊坂 哲 様 (西福岡 間税会)

岩本 芳浩 様 (西福岡 間税会)

篠崎 正哉 様 (西福岡 間税会)

樋口 浩二 様 (西福岡 間税会)

稗島 行雄 様 (久留米 間税会)

飯笹 学 様 (久留米 間税会)

橋本 巖 様 (久留米 間税会)

緒方 義信 様 (久留米 間税会)



## 福岡国税局幹部 ご紹介 (敬称略)

福岡国税局では7月に定期人事異動がありました。



福岡国税局長

**後藤 健二**

(神奈川県出身)

昭和 63 年 4 月 大蔵省入省  
平成 25 年 6 月 金融庁 証券取引等監視委員会事務局  
特別調査課長  
26 年 7 月 内閣府 政策統括官付参事官  
(財政運営基本担当)  
28 年 6 月 財務省 大臣官房 政策金融課長  
29 年 7 月 仙台国税局長  
30 年 7 月 国税庁 調査査察部長  
令和 元年 7 月 国税庁 長官官房 審議官



福岡国税局  
課税第二部長

**向 洋行**

(長崎県出身)

昭和 54 年 4 月 福岡国税局入局  
平成 25 年 7 月 福岡国税局 調査査察部 査察第一部門  
統括国税査察官  
26 年 7 月 壱岐税務署長  
27 年 7 月 福岡国税局 調査査察部 査察管理課長  
28 年 7 月 福岡国税局 総務部 人事第一課長  
30 年 7 月 西福岡税務署長  
令和 元年 7 月 福岡国税局 課税一部次長

### 間税会がお世話になる担当官のご紹介



福岡国税局  
課税第二部  
消費税課長

**川浪 悟**

(出身) 佐賀県  
(前職) 堺税務署 筆頭副署長  
(趣味) 野球観戦  
(座右の銘) 人間万事塞翁が馬  
(間税会に一言)

各種施策の実施にあたっては、皆様方のお力添えが必要不可欠です。  
一年間よろしくお願いいたします。



福岡国税局  
課税第二部  
消費税課  
総括主査

**楠木 智博**

(出身) 福岡県  
(前職) 佐世保税務署 法人課税第1部門統括官  
(趣味) 食べること、浸かること  
(座右の銘) 雲外蒼天  
(間税会に一言)

担当者が変わりましたが、引き続き  
よろしくお願いいたします。



福岡国税局  
課税第二部  
消費税課  
総務係長

**稲石 浩子**

(出身) 福岡県  
(前職) 課税第二部 法人課税課  
(趣味) テニス  
(座右の銘) あわてないあわてない、  
ひとやすみひとやすみ  
(間税会に一言)

初めて間税会の担当になりました。  
一年間よろしくお願いいたします。

# 国税に関する一般的なご相談は 電話相談センターへ

電話相談センターでは、税務に精通した**国税局の職員**がお答えします。

## Step1

### 所轄の税務署へ電話をかけます

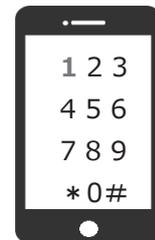
(受付8:30~17:00土、日、祝日及び年末年始を除く)

※電話番号は次頁をご覧ください

## Step2

### 音声案内に従い1番を選択

- ① 電話相談センター
- ② 税務署からのお尋ね・税務署での面接相談の事前予約等
- ③ 消費税の軽減税率制度についてのご相談等



〔専用ダイヤルを設けて受け付けています。電話番号は次頁をご覧ください。〕

(注) 所得税等の確定申告期は、0番に確定申告に関するご相談等が追加されます。

## Step3

### 音声案内に従い相談内容を選択

- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| ① 所得税                | ④ 法人税     |
| ② 源泉所得税・年末調整・支払調書    | ⑤ 消費税・印紙税 |
| ③ 譲渡所得・相続税・贈与税・財産の評価 | ⑥ その他     |

## <税務署での面接相談は、事前予約が必要です>

税務署では、納税者の皆様をお待たせしないよう、面接相談の事前予約制を実施しております。

電話での回答が困難な相談内容（具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など）については、所轄の税務署において面接相談をお受けしております。

面接相談を希望される方は、所轄の税務署に電話で相談日時を予約してください。

予約の際、名前・住所・相談内容をお伺いし、相談日にお持ちいただく書類等をお伝えします。

	税務署名	郵便番号	住所	電話番号
福岡県	門司	801-8601	北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎	093-321-5831
	若松	808-8606	北九州市若松区本町1丁目14番12号 若松港湾合同庁舎	093-761-2536
	小倉	803-8602	北九州市小倉北区大手町13番17号	093-583-1331
	八幡	805-8606	北九州市八幡東区平野2丁目13番1号	093-671-6531
	博多	812-8706	福岡市東区馬出1丁目8番1号	092-641-8131
	香椎	813-8681	福岡市東区千早6丁目2番1号	092-661-1031
	福岡	810-8689	福岡市中央区天神4丁目8番28号	092-771-1151
	西福岡	814-8602	福岡市早良区百道1丁目5番22号	092-843-6211
	大牟田	836-8686	大牟田市不知火町1丁目3番地16	0944-52-3245
	久留米	830-8688	久留米市諏訪野町2401の10	0942-32-4461
	直方	822-8666	直方市殿町9番10号	0949-22-0880
	飯塚	820-8603	飯塚市芳雄町13番6号 飯塚合同庁舎	0948-22-6710
	田川	825-0016	田川市新町11番55号	0947-44-0430
	甘木	838-0061	朝倉市菩提寺565の1	0946-22-2720
	八女	834-0031	八女市本町510	0943-23-5191
	大川	831-8686	大川市大字榎津325番地1	0944-87-2125
	行橋	824-8611	行橋市門樋町1番1号	0930-23-0580
筑紫	818-8666	筑紫野市針摺西1丁目1番8号	092-923-1400	
佐賀県	佐賀	840-8611	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第二合同庁舎	0952-32-7511
	唐津	847-8601	唐津市千代田町2109の46	0955-72-3141
	鳥栖	841-8601	鳥栖市秋葉町3丁目12の2	0942-82-2185
	伊万里	848-8601	伊万里市立花町4023の1	0955-23-3147
	武雄	843-8686	武雄市武雄町大字昭和12番地10 武雄市役所庁舎5階	0954-23-2127
長崎県	長崎	850-8678	長崎市松が枝町6番26号	095-822-4231
	佐世保	857-8611	佐世保市木場田町2番19号 佐世保合同庁舎	0956-22-2161
	島原	855-8686	島原市弁天町1丁目7403	0957-62-3281
	諫早	854-8666	諫早市永昌東町25番45号	0957-22-1370
	福江	853-0064	五島市三尾野2丁目4番12号	0959-72-2146
	平戸	859-5121	平戸市岩の上町1509	0950-23-2131
	壱岐	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触620番地4 壱岐合同庁舎	0920-47-0315
	厳原	817-8790	対馬市厳原町棧原38	0920-52-0645

「消費税の軽減税率制度についてのご相談等」専用ダイヤル

0120-205-553

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

## 納税の猶予をご利用ください

**新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。**

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思を有する。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。

(注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると...

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年8.9%→軽減後 年1.6%※）。

※ 令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

**収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります**

**納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！**

延滞税なし

1年間猶予

無担保

### 特例猶予の要件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税することが困難であること。

(注) 収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

○ 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。

(注) やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

○ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条



まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

電話番号はこちら



【受付時間】 8 : 30～17 : 00（土日祝除く。）

【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。  
[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan/callcenter/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm)

猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又は e-Tax をご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。）。

税務署において所定の審査を迅速に行います

猶予が認められると・・・

- 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その1）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条

国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検索



※ 地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省 : [https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000399.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html)

厚生労働省 : [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10925.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html)

# 国税の納付もキャッシュレス

簡単  
便利な

## ダイレクト納付が オススメ！！

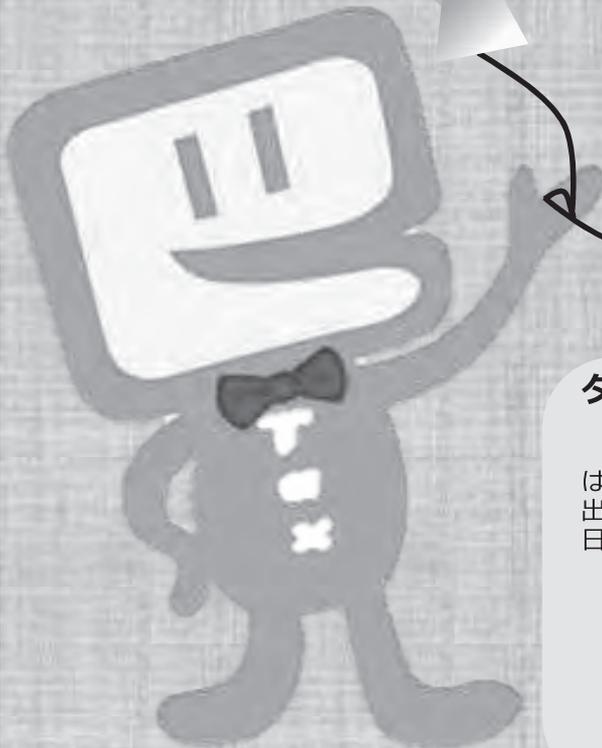
### お出かけ不要！

納付回数の多い方には  
自宅やオフィスから、  
簡単納付で  
特にオススメ！

### 納付忘れ防止！

納付日の指定が  
できて便利！

利用料  
手数料 **無料！**



### ダイレクト納付とは

e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。

#### ご利用方法

**Step 1** e-Taxのホームページから、e-Taxの利用開始手続（利用者識別番号を取得）をする。

**Step 2** ダイレクト納付利用届出書（裏面の届出書もご利用いただけます）を所轄税務署へ提出。

※利用可能となるまで、1か月程度かかります。

### キャッシュレス納付は他にも！！

#### インターネットバンキングで電子納税

※利用のための手数料が必要になる場合もあるため、利用する金融機関にご確認ください。

#### クレジットカード納付

※納付税額に応じた決済手数料がかかります。

#### 振替納税

※個人事業者のみ利用可能です。

国税の納付手続きについての詳細は、こちらからご覧ください。➡

e-Tax ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>



利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

R2.6 福岡国税局  
管理運営課